

第7章 Q&A

Q1 幼・小・中・高等学校間の連携や引継ぎにおいて、どのようなことに留意しなければなりませんか。

外国人児童生徒等の日本語や教科の学習の継続性を確保し、自己実現を図るためには、学校間の連携による組織的・継続的な支援が重要です。そのためには、引継ぎシート（「個別の指導計画」等）を整理し、情報共有の機会を設けることが有効です。

引継ぎを行う内容は、対象児童生徒の家庭内言語や家庭・生活の状況、日本語指導や学習の経過、得意なこと、将来の希望や進路、対人関係などが挙げられます。例えば、子どもの成長が把握できる作文などの成果物やテストのコピーなども有効です。ただ、個人情報や引継ぐ際には、保護者に対して情報の提供や共有に関して承諾を得ることが必要です。また、引継ぎ書類の管理については、慎重に行うことも求められます。

外国人児童生徒等については転編入学を繰り返すケースもありますので、連携や引継ぎに関するシート等については、市町内で統一されていれば便利でしょう。

Q2 対象児童生徒の母語がわからなくても、日本語指導はできますか。

初めて外国人児童生徒等を受け入れた学校や教員の多くは、「母語がわからないので、日本語指導ができない」と思うかもしれませんが、子どもの母語がわからなくても日本語指導は可能です。

日本語がわからなくても理解しやすいように、ジェスチャーを取り入れたたり、実物を用意したり、絵や図を使って説明したりするなど、どの子どもたちにもわかるような工夫をします。プリントでも、易しい文章にしたり、ふりがなや図解をつけたりするなどの工夫ができます。また、長い文章や複文は避け、ゆっくりとはっきりとした口調で、できるだけ単文で話すことを心がけましょう。大切なことは繰り返しましょう。

Q3 外国人児童生徒等のことについて、どこに相談すればよいのですか。

兵庫県教育委員会「子ども多文化共生センター」や市町組合教育委員会、(公財)兵庫県国際交流協会、日本語教室を運営している県内 NPO・NGO 等に相談してください。連絡先等については、本資料の資料編 (p.120) や子ども多文化共生センター、(公財)兵庫県国際交流協会のホームページ (p.121) をご覧ください。

Q4 日本語が全く分からない場合、転編入学の学年はどのように決定したらいいですか。

様々な情報を提供し、保護者と本人の納得を得るなどしたうえで総合的に判断して学年を決める必要があります。

日本語指導が必要な児童生徒等が転編入学する場合、学齢相応の学年とすることが基本ですが、子どもの学力や日本語能力等を考慮して一時的に下の学年で学んだり、本来の学年より下の学年に編入させたりするケースもあります。ただし、実年齢が中学 1 年生に該当する場合は、学年を下げて小学校に編入すると、高校入試の時に来日後 3 年以上が経過してしまい、「外国人生徒にかかる特別枠選抜」の該当者からは外れてしまいます (令和 2 年 3 月現在)。また、児童生徒によっては、周囲の児童生徒との発達段階に違和感を覚え、不適應をおこし溶け込めないまま、不登校になる場合もあります。下の学年への編入については、日本の制度では飛び級はないことや、不適應の原因や高校進学の際に支障になる可能性があるということなどを丁寧に説明し、保護者や本人と十分検討してから決定することが大切です。

Q5 外国人児童生徒等が落ち着いて授業を受けられない場合や、日本語や教科内容が定着しない場合は、どう対応すればよいですか。

外国人児童生徒等が授業中、落ち着かない態度だったり、一生懸命に勉強しているのに日本語がなかなか習得できなかつたり、日常のコミュニケーションはできているのにテストで点数が取れなかつたりすると、本人の意欲や発達障害の有無に原因を求めることがあるかもしれません。しかしながら、そのような場合、まずは原因を本人に求めるのではなく、どこにつまずきや困難を感じているのかを把握し、寄り添う姿勢が大切です。

例えば、授業中に落ち着かないのは、環境の状況・変化に納得できず、心が安定していないこともあります。また、周囲の目が気になり、集中できない場合もありますし、自尊感情が低下していることも考えられます。また母語での概念理解ができていない9～10歳頃までに（個人差はあります）来日した児童の場合、単に言葉としての日本語を教えただけでは、理解に結びついていないこともあり日本語の習得が難しいということが言われています。テストで点が取れず成績不振であるのは、来日前の母国での学習状況（未習・未定着）や、母国との教え方の相違、学習言語が身に付いていないことなども挙げられます。

本人の意欲や発達障害などと原因を短絡的に決めつけず、対象児童生徒が困難を感じていることをしっかりと聞き取り、背景にある要因を複数の教職員で慎重に判断しましょう。



Q6 「ダブルリミテッド」とは何ですか。

「一つ以上の言語に触れて育つ言語形成期の年少者がどの言語も年齢相応のレベルに達していない状況」を「ダブルリミテッド」といいます。

一般的に幼児期～小学校（低学年）に日本に来た子どもは、母語（p.12）での思考やコミュニケーションが未熟なまま、日本語の環境で過ごすこととなります。このような中で、母語の力が弱まり、第二言語である日本語も十分な力が身に付いていない状態に陥ることがあります。幼児期～小学校（低学年）で来日した児童の場合は、特に来日後も母語の習得を意図的に促進させ、どちらの言語も思考する力が未発達という状態にならないようにしましょう。さらに母語が話せなくなることで、保護者とのコミュニケーションに支障をきたすこともあるため、学校全体で「母語も大事、日本語も大事」というメッセージを子どもに伝え、支援していくことが大切です。

Q7 日本語指導は、いつまで続けなければならないのですか。

「日常会話はできて、授業などの学習に参加することが難しい」ということを聞いたことはありますか？

一般に日常生活に必要な「生活言語」は短期間で習得可能ですが、授業を理解するために必要な「学習言語」の習得には5年以上かかると言われています。それは、「教科等の学習場面で求められる情報を入手・処理し、それを分析・考察した結果を伝えるような思考を支える言語の力」が求められるためです。

子どもたちは普段の生活や遊びの中で自然にたくさんの言葉を覚えますが、学習言語については、日常生活の中で身に付くことはあまり期待できません。

そのため、日常会話ができるようになって、授業などの学習に参加でき、教科内容の理解が進むように継続した指導が必要なのです。個人差もありますので、DLAなどを用いて日本語の習得状況を把握しながら、日本語指導の計画を立てましょう。→p.41 ※少なくとも、ステージ4までは取り出しの指導が必要です。

Q8 中学校や高等学校で進路指導をする際には、どのようなことに気をつければよいですか。

外国人生徒等にとって、中学校卒業後の進路は大きな課題です。日本語能力や学力、進路に関する情報、経済的な負担など、保護者や生徒は様々な不安を抱えています。このことを学校や学級担任等が理解し、少しでも解消できるように早い段階から、進路を見据えた指導を行うとともに、定期的に相談や情報提供をしていくことが必要です。

具体的には、日本の教育制度や高校入試の概要、高校や大学への入学後に必要となる費用、奨学金制度（p.65、p.118）、進路と職業選択の関係などに関する情報を提供することや、懇談等で「多言語相談員」（p.22）の支援を受けながら、本人や保護者との意思疎通や相談内容の充実を図ることが挙げられます。外国人児童生徒等の家庭では、言語上の問題から基本的な情報へのアクセスも難しいことに留意し、発信・提供を心がけましょう。

また、早期からの進学や就職を意識づけるために、目標を持ち学習に励むことが自己実現につながるということ、家庭での進路についての話し合いが大切であることなども伝えましょう。オープン・ハイスクールやオープンキャンパス、インターンシップ等も進路を考える上で貴重な機会となります。情報収集の場として活用するよう保護者の方に勧めてください。

兵庫県教育委員会では、就学支援ガイダンス（p.67）を実施しています。外国人生徒等にとって、高校生や大学生、社会人となった先輩の体験談やメッセージは自分の進路の選択肢や可能性を考える上で役立つものと考えます。各市町、各校で実施する進路説明会や就学支援ガイダンス、交流会などでロールモデルを提示するのも効果的です。

Q9 外国人生徒の就職について、何に気をつけたらよいですか。

外国人生徒が、卒業後に日本で就職するためには、進路に応じて就労の認められる在留資格に変更する必要があります。現在の在留資格や、家族の状況によって進路指導の対応が異なりますので外国人生徒の就職については、在留資格の確認を本人や保護者に伝えることが大切です。「家族滞在」「留学」などの在留資格には就労制限がありますが、いくつかの条件が満たされれば、高校卒業前あるいは就職先決定時に就労可能な在留資格への変更が可能になる場合があります。なお、アルバイト等で働く場合には、「資格外活動許可」を申請することで週あたり28時間まで働くことができます。

「高等学校卒業後に本邦で就労する者の取扱いについて」（法務省管在1364）（平成30年2月27日）では、在留資格「家族滞在」について下記のような在留資格による在留を認めることとしています。→p.147

（1）「定住者」への在留資格の変更（①～③等に該当する者）

- ①小学校4年生までに入国し日本の義務教育を終了していること
- ②日本の高等学校に入り、卒業しているまたは卒業見込みであること
- ③就職先が決まっている（内定含む）など

（2）「特定活動」への在留資格の変更（①～④等に該当する者）

- ①中学校3年生までに入国し日本の義務教育を受けていて、中学校を卒業していること
- ②日本の高等学校を卒業しているまたは卒業見込みであること
- ③就職先が決まっている（内定含む）
- ④親など身元保証人と一緒に住んでいること

Q10 地域支援者とはどのような人のことですか。

地域支援者とは、例えば、地域の日本語教室や学習支援教室（p.147）、国際交流協会（p.121）、NPO、NGO等の団体で活動されている人々などが考えられます。児童生徒は、地域の様々な場でも学び、育っています。そのため、地域社会と学校が連携することで、外国人児童生徒等の学びはより充実したものになります。この点において、地域の日本語教室や学習支援教室、国際交流協会、NPO、NGO等の団体などの地域支援者と学校が協力すれば、子どもたちを学校と地域の両方で見守ることができますし、学習内容に連続性をもたせやすくなります。

学校が地域の教育体制づくりの契機を提供し、拠点となることは、外国人児童生徒等のみならず、日本人の児童生徒にとっても、地域に住む全ての人たちにとっても、より良い生活環境の整備につながります。